

新規胚に核置換技術を用いる ミトコンドリア病研究に係る検討の進め方

内閣府

第125回 生命倫理専門調査会

1. 検討が必要な論点

「「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第二次）～ヒト受精胚へのゲノム編集技術等の利用等について～」（令和元年6月19日総合科学技術・イノベーション会議決定。）において、生命倫理専門調査会（以下「専門調査会」という。）で引き続き検討することとされた論点は、「研究用新規作成胚」を用いた基礎的研究のうち、
ゲノム編集技術を用いる遺伝性・先天性疾患研究の容認の可否
核置換技術を用いるミトコンドリア病研究の容認の可否
 である。

検討対象		基礎的研究		臨床利用 (研究・医療)
		余剰胚 (不妊治療のために作られた体外受精卵であり廃棄されることの決定したヒト胚)	新規胚 (研究材料として使用するために新たに受精により作成されたヒト胚)	
ゲノム編集技術等	(目的) 生殖補助医療研究	第一次報告書に基づき「ゲノム編集指針」を策定 (平成31年4月公布、施行)	個別計画の審査を前提として <u>容認</u>	人又は動物への胎内移植は現時点において容認しない(第一次報告書に引き続き確認) 法的規制も含めた制度的枠組みを今後検討(新たに提示)
	(目的) 遺伝性・先天性疾患研究	個別計画の審査を前提として <u>容認</u>	容認可否を引き続き検討	
核置換技術		ヒト胚核置換胚については 個別計画の審査を前提として <u>容認</u>	卵子間核置換胚については 容認可否を引き続き検討	

容認

引き続き検討

容認しない

2 . 新規胚に核置換技術を用いるミトコンドリア病研究に係る検討の進め方

前回（第124回専門調査会）より、研究用新規作成胚に「ゲノム編集技術を用いる遺伝性・先天性疾患研究の容認の可否」について、事務局より検討状況及び整理の案をお示しし、ご議論頂いている。

さらに、研究用新規作成胚に「核置換技術を用いるミトコンドリア病研究の容認の可否」について検討を行うに当たり、 の論点と同様に、以下のように具体的な論点を念頭に置きつつ、ヒアリング及び議論を進めた上で、事務局より整理の案をお示しすることとしてはどうか。

【 研究用新規作成胚に核置換技術を用いるミトコンドリア病研究に係る科学的合理性及び社会的妥当性の具体的内容（案）】

(1) 科学的合理性	(2) 社会的妥当性
ア 具体的対象疾患の例示 イ ヒト胚の必要性（動物での代替不可能性） ウ 新規作成胚の必要性（余剰胚での代替不可能性）	ア 疾患の病態解明や治療法開発への期待 イ 卵子提供者への配慮 ウ 海外の研究状況 エ 国民的議論